
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.337 2022/10/14

1 食品表示基準の一部改正案に関する意見募集について

10月13日、消費者庁は、食品表示基準の一部改正案を作成し、意見募集を行っている。本案の概要は、以下のとおり（本案の詳細は別添資料を御参照ください）。意見募集の期間は、令和4年10月13日（木）から同年11月12日（土）まで（郵送の場合は同日必着）とされている。

- ① アレルギー原因物質を含む食品である「くるみ」については、現在、表示を推奨する品目としているが、即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査の結果等から表示が必要との方針を得たため、アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加することとする。
- ② 今後、厚生労働省による安全性審査を経て、エイコサペンタエン酸（EPA）及びドコサヘキサエン酸（DHA）を産生させるために遺伝子組換えが行われたなたねに由来する食品が国内に流通することが見込まれることから、遺伝子組換え表示制度における特定遺伝子組換え農産物としての表示の対象に当該なたねを追加することとする

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235080068&Mode=0>